
DMAT

(梶野健太郎、救急医学 40: 308-312, 2016)

2016 年 10 月 21 日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

活動目的

災害の発生直後の急性期に活動が開始できる機動性を持った専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームである。

チーム医療

DMAT は厚生労働省などが実施する「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了し、またはそれと同等の学識・技能を有する者として厚生労働省から認められた、医師 1 名、看護師 2 名、業務調査員 1 名の計 4 名から構成されている。

活動内容

本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動などを主な活動とする。また、本部業務のサポート、病院支援や情報収集などを担うロジスティクスを行う。

活動根拠

災害対策基本法に基づく防災基本計画には、以下のように DMAT の派遣の要請などが記載されている。

国は DMAT に参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。

国、日本赤十字社、国立病院機構及び被災地域外の都道府県は医師を確保し、DMAT 等を編成するとともに、必要に応じて、公的・民間医療機関からの DMAT 等の派遣を要請するものとする。

DMAT の活動は、通常時に都道府県と医療機関等との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省、都道府県、国立病院機構により策定された防災計画等に基づくものである。

待機要請

厚生労働省、都道府県などは災害が発生し、被災地域外からの医療の支援が必要な可能性がある場合には、DMAT 派遣のための待機を要請する。

例外として、東京 23 区で震度 5 強、その他の地域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合等にはすべての医療機関は被災の状況、要請の有無に関わらず待機を行う。

派遣要請

DMAT の派遣は被災地域の都道府県の派遣要請に基づくものである。ただし、緊急時には厚生労働省が都道府県に対して派遣を要請することができる。

活動期間

DMAT1 隊あたりの活動期間は、その機動性を確保する点から、48 時間以内を基本とする。災害の規模に応じて、DMAT の活動が長期間に及ぶ場合には追加派遣で対応することを考慮する。

厚生労働省の役割

厚生労働省は、通常時に DMAT の活動要領を策定するとともに、DMAT の質の維持及び向上を図る。また、災害時には初動期からの情報収集、支援、DMAT の派遣要請を行う。

都道府県の役割

都道府県は通常時に DMAT 運用計画の策定、医療機関などとの協定の締結などを行い、災害時には計画に基づき DMAT を運用し、活動に必要な支援を行う。

DMAT 指定医療機関の役割

DMAT 指定医療機関は DMAT 派遣準備、要員の研修・訓練、派遣を行う。なお DMAT 指定医療機関とは、DMAT 派遣の意志を持ち、活動に必要な人員、装備を有し、5 年ごとの指定更新を受けている病院である。

課題

2015 年 3 月末時点で DMAT のチーム数は 1426 隊、登録者数は 9328 人である。災害拠点病院が全国に 610 程度あり、1 つの災害拠点病院に少なくとも DMAT1 チームという当初の目的には達しているが、南海トラフ巨大地震や首都直下地震に備えるためには以下の課題がある。

1. 災害時に迅速かつ効果的な DMAT 活動可能体制の整備
2. DMAT 指定医療機関外の医療機関などに属する DMAT 隊員の活用
3. さらなる DMAT 隊員の養成

1 に関しては多数傷病者発生が予想される局地災害に対しての従来の医師派遣に代わる DMAT 派遣、2 に関しては国立病院機構近畿グループ内で開始された「DMAT 指定医療機関外に異動となった隊員の指定医療機関への併任事例の発令」などの取り組みを行うことにより、災害時に指定医療機関外に属する DMAT 隊員であっても活動を可能にするというような対策がなされている。

3 に関しては南海トラフ巨大地震発生時初動に 1400 チームが必要とされており、東日本大震災の経験から発災直後に初動できるチームは総チーム数の約半数であるため少なくとも現在の倍のチームが必要となっている。